村山市農業委員会総会会議録（第８回）

１．期日　　令和８年８月17日（月）　午前10時00分～

２．会場　　全員協議会室（市役所３階）

３．農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（１）　農業委員の出席者名簿（18名）

１番	海老名正度	10番	結城　正志
２番	石山　公己	11番	奥山　金弥
３番	髙橋　　昭	12番	門脇　忠教
４番	髙谷　英樹	13番	太田　一男
５番	下山　勝宏	14番	佐藤　善洋
６番	阿部　憲一	15番	板垣　厚志
７番	齋藤　伊美子	16番	石川　賢也
８番	原田　浩明	17番	笹原　　泉
９番	川田　雅紀	18番	青柳　　篤

（２）農業委員の欠席者名簿（0名）

（３）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

４．会議日程及び会議に付した案件

議第33号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議第34号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第35号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について（許可処分）

議第36号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第37号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（許可処分）

議第38号　村山市農用地利用集積等促進計画について

５．報　　告

報第21号　農地法第18条第６項の規定による通知について

報第22号　非農地証明願について

６．会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	中里　恭一
局長補佐兼事業推進係長	髙宮　和弘
農地農政係主事補	石澤　永晴

７．会議の書記

局長補佐兼事業推進係長　　髙宮　和弘

会　　議

（１）開会　　午前10時00分

（２）開会のあいさつ

議長(青柳　篤)

就任してから第 1 回目の総会ということでよろしくお願いいたします。初めてなられた髙谷さんにつきましては､いろいろとわからないこともありますがよろしくお願いいたします｡最近、過ごしやすくなってきましたが、このままいくのか、台風が多くてどうなるのか。収穫を前にして、千葉県のようなことがなければいいと思います。現在、そば播きも難儀しているということを聞いております。皆さん、怪我の無いように進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（３）議事録署名委員の選出について

議長(青柳　篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしの声がございますので、指名させていただきます。

1 番 海老名　正度 委員　、2 番 石山　公己 委員

それでは、議事に入ります。

（４）協議事項

議長(青柳　篤)

議第 33 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の 3 条の許可申請は 101 番から 109 番までの 9 件で、所有権の移転が 8 件、賃貸借権の設定が 1 件です。地目・面積は田が 18,771 ㎡、畑が 8,641 ㎡で、合計 27,412 ㎡です。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(髙宮補佐)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 101 番から 109 番までの 9 件の案件について、申請土地に係る所有権の移転等を詳細に説明した。なお、現地調査(8 月 4 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なし。

議長(青柳　篤)

採決：異議なしの声がございますので、101 番から 109 番までの 9 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声なし。

議長(青柳　篤)

異議なしと認め、議第 33 号の 101 番から 109 番までの 9 件は、原案のとおり可決決定しました。続きまして、議第 34 号、35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 4 条の許可申請は 3 番の 1 件で、地目、面積は畑、298 ㎡です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(髙宮補佐)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 3 番は、申請人が「農業用格納庫」を建築するため、農地転用を行うものであり、申請人の耕作面積及び農業機械の増加に伴い、現ライスセンター内に格納することが困難になってきたことから、当該地を申請するものです。

農地区分は、「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一段の農地の杭域内にある農地」であることから「第 1 種農地」に該当しております。

申請人が耕作している農地かつ既存農業用倉庫等が近辺に配置されていることから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断され、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書にて確認しております。

議長(青柳　篤)

これより審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、ここで議長を笹原代理に交代いたします。

議長(笹原代理)

暫時議長を務めます

委員案件の 3 番について審議します。

青柳会長、14 番委員（佐藤善洋委員）はご退席願います。

議長(笹原代理)
　ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

　異議なしの声あり

議長(笹原代理)
　採決：異議なしの声がございますので、申請番号3番の1件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

　異議なし。

議長(笹原代理)
　これで議第34号、35号は、原案のとおり可決決定されました。
　青柳会長、14番委員（佐藤善洋委員）はご着席ください。

議長(笹原代理)
　委員案件1件の審議が終了しましたので議長を会長に交代いたします。
　続きまして、議第36号、37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)
　今月の農地法第5条の許可申請は9番の1件で、地目、面積は田、673㎡、畑1386㎡、合計2,059㎡です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(髙宮補佐)
　議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

　(説明内容)
　申請番号9番は、申請人が「羊畜舎」を建築するため、所有権の移転を行うものであり、申請人が羊飼育の規模拡大を計画しており
経営しているジンギスカンレストラン、既存の羊畜舎付近に新たな羊畜舎を建築するため申請するものです。
　農地区分は、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の杭域内にある農地」であることから「第1種農地」に該当しております。
　この施設は、「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業に資する施設」に該当すると判断され、立地基準を満たしております。
　一般基準の資力につきましては、村山市畜産生産持続強化支援事業費補助金交付決定通知書、借入手続き書、通帳の写しにて確認しております。

議長(青柳　篤)
　これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

　異議なしの声あり

議長(青柳会長)
　採決：異議なしの声がございますので、申請番号9番の1件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

　異議なし。

議長(青柳　篤)
　これで議第37号は、原案のとおり可決決定されました。
　続きまして、議第38号「村山市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)
　この度の促進計画は、富並地域の基盤整備事業に係る249,632㎡の新規契約を締結するものです。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。
事務局（髙宮補佐）
　議案書に基づき、336番から466番まで131件の利用権設定ついて、農用地利用集積等促進計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明。

議長(青柳会長)
　これより審議に入ります。
　ご意見ご質問のある方はお願いします。

川田委員
　大林の地図に23 haは畑と書いているが、黄色い部分は畑でいいのか。

事務局（髙宮補佐）
　黄色い部分は畑23 haとなります。
　紫色の部分が田5 haとなります。

川田委員
　大林の田がベロっとあるが、ここの部分だけを言っているのではないのか。

事務局（髙宮補佐）
　大林は、現在田もあるが、最終的に畑になります。

川田委員
　促進計画は、イコールこの地図でいいのか。

事務局（髙宮補佐）
　その通りでございます。色が染まっている所が今回の促進計画に関わるものです。

髙橋昭委員
　ポンプが壊れて、水が上がらないので田んぼにならない。

佐藤委員
　元々は畑地化で基盤整備をしようとした。畑地化ではだめだということで、ころころと変わって、今回また畑地化で出てきた。

髙橋委員
　米は 30kg としか書かれていない。畑は 3000 円。

佐藤委員
　田の部分のほとんどが貸し借りなっていない。個人では荒らしている状態。

川田委員
　畑にするという条件でこのようになったから、地目が田で普通畑になっているのか。

佐藤委員
　地目は田だけれども、畑にしないとだめだということ。

川田委員
　水格好しなければならないからこのようにするのか。

佐藤委員
　最上川から水を上げなければならない。田にしても 5 俵ぐらいしか取れない。地権者は反対していた。現在、そば転作しているか、スイカをしているか、荒らしているか。

阿部委員
　川沿いの 1 ヶ所（鷲ノ倉）も水が来なくなっている。

佐藤委員
　今から 15 年後にできるのだから、自分たちはいないかもしれない。

川田委員
　基盤整備をすれば耕作放棄地は一気に解消する。

佐藤委員
10年前にも騒いだ。その時に言えば、私も5年後でできたのだが、15年後ではできない。

川田委員
わかってきた。ありがとうございます。

○議長(青柳篤)
採決：336番から466番までの131件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)
異議なしと認め、131件について原案の通り決しました。

議長(青柳　篤)
これで議第37号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、5の報告に入ります。

（5）報告
議長(青柳　篤)
報告事項の報第18号から報第20号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)
報告事項、報第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第22号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)
報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の合意解約は、申請番号115番から135番までの21件です。地目は、田が49,6098㎡、畑が1,506㎡、合計51,115㎡です。
解約理由は、115番から133までの19件は富並地区の基盤整備に伴うもので、全て中間管理機構への貸し付けによるものです。
134番から135番までの2件は貸し人の都合によるもので、解約後、農地法第3条により第三者へ売買いたします。

続いて、「非農地証明願について」です。26番から28番までの3件で、地目は田49㎡、畑7,888㎡、面積の合計は7,937㎡です。
申請内容は、26番は自宅に出入りするための通路として、20年以上前から利用しているため農地性が失われたものです。27番から28番までの2件は、労力不足、耕作不便等により20年

以上前から耕作しておらず農地性が失われております。また、8 月 4 日の現地調査で申請人立会のもと確認いたしました。

以上、報第 21 号から報第 22 号までの報告といたします。

議長（青柳　篤）

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長（青柳　篤）

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

（６）閉会

以上をもちまして、議事の議案第 33 号から第 38 号までの 6 件、報告の報第 21 号から第 22 号までの 2 件について、終了します。

終了　午前 10 時 50 分

令和 8 年 8 月 17 日

村山市農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員